

商 品 名	住宅ローン「フットワーク」
融 資 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・融資実行時満20歳以上満71歳未満で最終返済時満81歳未満の個人 ・同一勤務先を2年以上勤務または同一事業を3年以上営業の方もしくは当行年金受給者 ただし、年金受給者は資金用途を借換えに限定させていただきます ・返済可能な継続・安定した収入がある方 ・当行の指定する団体信用生命保険に加入できる方 ・保証会社の保証が受けられる方 ※「3大疾病+5つの重度慢性疾患保障付保険」または「加入条件緩和型団体信用生命保険」に加入の場合、融資実行時満20歳以上満51歳未満で最終返済時満81歳未満の個人とします
融 資 金 額	<ul style="list-style-type: none"> ・30万円以上1億円以内（10万円単位） ただし、土地のみの場合5,000万円以内、借地上の新築・建物購入の場合（底地を担保に入れない場合）2,000万円以内とします
資 金 使 途	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の住宅資金 ①本人が所有する住宅の新築・増改築資金 ②本人が所有する新築・中古住宅（土地付および分譲マンション含む）の購入資金 ③将来本人が所有する住宅を建築する予定の土地購入資金 ④上記と同一用途による既往借入の借換え ※年金受給者は①②③はご利用いただけません ※建築基準法その他法令に合致していることが必要です ※賃貸住宅および別荘等常時居住しない住宅ならびにそのための土地は対象になりません
融 資 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以上35年以内（1年単位）
融 資 金 利	<ul style="list-style-type: none"> ・「金利変動型」「固定金利選択型」の2タイプから選択できます ・「がん診断保険金特約付団体信用生命保険」に加入の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①融資実行時満20歳以上満41歳未満の方は、上乗せ金利はありません ②融資実行時満41歳以上満71歳未満の方は、各タイプの金利に年0.10%上乗せします ・「3大疾病+5つの重度慢性疾患保障付保険」に加入の場合 各タイプの金利に年0.20%上乗せします ・「加入条件緩和型団体信用生命保険」に加入の場合 各タイプの金利に年0.50%上乗せします
金 利 変 動 型	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の基準・頻度により金利が変動します ・「固定金利選択型」に変更できます
基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・当行短期プライムレート型住宅ローン金利を「基準金利」とします
頻 度	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月1日と10月1日の「基準金利」を基準として年2回見直しを行います
固 定 金 利 選 択 型	<ul style="list-style-type: none"> ・選択期間中（3年・5年・10年のいずれか）は固定金利です ・選択期間終了時点で再度固定金利選択型を選択することもできますが、その際の金利は前回選択時の金利と異なる可能性があります ・選択期間中は金利タイプを変更できません
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・「固定金利選択型」の選択期間終了時には、特に指定のない場合「金利変動型」に変更となります
融 資 形 式	<ul style="list-style-type: none"> ・証書貸付

返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済 毎月決まった金額（元金＋利息）を、返済用預金口座より自動引き落としさせていただきます ・元金の50%以内で半年毎のボーナス返済併用可
返済額の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のルールにより変更します
金利変動型	<ul style="list-style-type: none"> ・金利タイプ適用後5回目の10月1日の融資金利等に基づいて毎回の返済額の見直しを行い、以降も5年毎に同様に毎回の返済額の見直しを行います ・返済額の見直し時期が到来するまでに融資金利に変動があった場合でも、返済額の元金部分と利息部分の割合を調整することで毎回の返済額は変更しません ・見直しにより毎回の返済額を変更した場合、新返済額は旧返済額の1.25倍を上限とします ・借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済させていただきます
固定金利選択型	<ul style="list-style-type: none"> ・選択期間中（3年・5年・10年のいずれか）は、返済額は一定です
担保	<ul style="list-style-type: none"> ・保証会社が、新築（増改築含む）または購入する住宅とその土地に第1順位の（根）抵当権の設定登記をします ・ただし、住宅金融支援機構等公的住宅資金と併せて利用する場合には、その後順位の（根）抵当権で結構です ※担保評価のため、担保となる不動産の実地調査をします ※担保設定手続きに必要な費用は別途ご負担いただきます
火災保険	<ul style="list-style-type: none"> ・建物には、火災保険を付けていただきます ※保険料は別途ご負担いただきます
団体信用生命保険 就業不能信用費用保険	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず、当行が契約している保険会社の団体信用生命保険または団体信用生命保険＋就業不能信用費用保険に加入していただきます ※保険料のお支払いは不要です ※ご希望により「がん診断保障」のみ、または「3大疾病＋5つの重度慢性疾患保障」も選択いただけます ※健康上の理由により上記保険に加入できない場合でも、通常よりも引受条件が緩やかな「加入条件緩和型団体信用生命保険」に加入いただける場合があります ※本説明はあくまで概要です。保障内容の詳細やお客様が不利益となる事項につきましては窓口でお渡しします「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」をご確認ください。ここでの保険に関する説明は、大垣共立銀行が保険契約者としての立場からローン利用者の皆様の便宜のために行っています。いわゆる保険募集のための説明ではありません
「がん診断保障」のみの場合	
<p>加入する保険</p> <p>がん診断保険金特約付団体信用生命保険</p> <p>（正式名称） 団体信用生命保険がん診断保険金特約、 団体信用生命保険がん診断保険金特約のがん診断保険金の支払の対象となる悪性新生物に関する特則、 団体信用生命保険リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険</p>	<p style="text-align: center;">保 障 内 容</p> <p>★死亡・高度障害保障</p> <p>■保険金が支払われる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が以下の①または②に該当した場合、住宅ローン残高相当額の保険金が支払われ、住宅ローン返済に充当されます ①保険期間中に死亡したとき ②責任開始日（ローン実行日または引受保険会社が加入を承諾した日のいずれか遅い日）以後に生じた傷害または疾病が原因で、保険期間中に所定の高度障害状態になったとき ・高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態については「被保険者のしおり」でご確認ください <p style="text-align: right;">引受保険会社：三井住友海上あいおい生命保険株式会社</p> <p>★がん保障</p> <p>■がん診断保険金が支払われる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が以下の①および②を両方満たした場合、住宅ローン残高相当額の診断保険金が支払われ、住宅ローン返済に充当されます ①責任開始日から91日以後、初めて悪性新生物（がん）に罹患した ②「①」について医師により診断確定された ・診断確定された悪性新生物（がん）が「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」および「上皮内がん」だった場合、がん診断保険金は支払われません。がん診断保険金の支払対象となる悪性新生物（がん）については「被保険者のしおり」でご確認ください ・責任開始日前あるいは責任開始日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（がん）と診断確定された場合、がん診断保険金は支払われません ・がん診断保険金は悪性新生物（がん）と診断確定された時点の住宅ローン残高相当額が支払われ、住宅ローン返済に充当されます ・支払われるがん診断保険金の額には、延滞利息は含まれません <p style="text-align: right;">引受保険会社：三井住友海上あいおい生命保険株式会社</p> <p>★リビング・ニーズ保障</p> <p>■リビング・ニーズ特約保険金が支払われる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険期間中に余命が6ヵ月以内と判断されるとき （医師が記入した診断書や請求書類に基づいて引受保険会社が判断します） <p style="text-align: right;">引受保険会社：三井住友海上あいおい生命保険株式会社</p>

「3大疾病 + 5つの重度慢性疾患保障」の場合

加入する保険	保 障 内 容
がん診断保険金 特約付 団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・上記「がん診断保障」のみの場合と同じ
就業不能信用 費用保険 (正式名称) 急性心筋梗塞診断 保険金補償特約・ 脳卒中診断保険金 補償特約セット 就業不能 信用費用保険 重度慢性疾患のみ 補償特約・債務 繰上返済支援特約 セット就業不能 信用費用保険	<p>★急性心筋梗塞・脳卒中保障Ⅰ</p> <p>■就業不能信用費用保険金が支払われる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が以下の①および②を両方満たした場合、住宅ローン返済額相当額の保険金が支払われ、住宅ローン返済に充当されます ①ローン実行日以降に被った急性心筋梗塞または脳卒中により待機期間（ローン実行日から起算して3ヵ月）満了日の翌日以降に入院、医師の指示による自宅療養等により、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態（以下「就業不能状態」といいます）におちいった ②「①」の状態が継続し、ローン返済日が到来した ・保険金の支払対象となる「急性心筋梗塞」「脳卒中」については、「被保険者のしおり」でご確認ください ・保険金は上記②に該当した月のローン契約の予定返済額（ボーナス返済月については、その返済額と月々の返済額）が支払われ、住宅ローン返済に充当されます ・1回の就業不能状態につき定めるてん補期間（2ヵ月）を限度として保険金が支払われます ・保険金が支払われた就業不能状態が終了した日の翌日から180日以内に、前回と同一のケガまたは病気、もしくは医学上重要な関係（「被保険者のしおり」でご確認ください）にある病気により、就業不能状態となったときは、前回と継続した同一の就業不能状態として取り扱われます ・支払われる保険金の額には、延滞利息は含まれません <p style="text-align: right;">引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社</p> <p>★急性心筋梗塞・脳卒中保障Ⅱ</p> <p>■急性心筋梗塞診断保険金または脳卒中診断保険金が支払われる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が以下の①および② a を両方、または①および② b を両方満たした場合、住宅ローン残高相当額の診断保険金が支払われ、住宅ローン返済に充当されます ①待機期間（ローン実行日から起算して3ヵ月）満了日の翌日以降に、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した <急性心筋梗塞の場合> ② a 「①」により初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師により診断された <脳卒中の場合> ② b 「①」により初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺障害が継続したと医師により診断された ・診断保険金の支払対象となる「急性心筋梗塞」「脳卒中」については、「被保険者のしおり」でご確認ください ・診断保険金は上記② a または② b に該当した時点の住宅ローン残高相当額が支払われ、住宅ローン返済に充当されます ・支払われる診断保険金の額には、延滞利息は含まれません <p style="text-align: right;">引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社</p>

★5つの重度慢性疾患保障Ⅰ

■就業不能信用費用保険金が支払われる場合

- ・被保険者が以下の①および②を両方満たした場合、住宅ローン返済額相当額の保険金が支払われ、住宅ローン返済に充当されます

①ローン実行日以降に被った5つの重度慢性疾患（高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎）により待機期間（ローン実行日から起算して3ヵ月）満了日の翌日以降に就業不能状態におちいった

②「①」の状態が継続し、ローン返済日が到来した

- ・保険金の支払対象となる「5つの重度慢性疾患」については、「被保険者のしおり」でご確認ください
- ・保険金は上記②に該当した月のローン契約の予定返済額（ボーナス返済月については、その返済額と月々の返済額）が支払われ、住宅ローン返済に充当されます
- ・1回の就業不能状態につき定めるてん補期間（12ヵ月）を限度として保険金が支払われます
- ・保険金が支払われた就業不能状態が終了した日の翌日から180日以内に、前回と同一のケガまたは病気、もしくは医学上重要な関係（「被保険者のしおり」でご確認ください）にある病気により、就業不能状態となったときは、前回と継続した同一の就業不能状態として取り扱われます
- ・支払われる保険金の額には、延滞利息は含まれません

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

★5つの重度慢性疾患保障Ⅱ

■債務繰上返済支援保険金が支払われる場合

- ・被保険者が以下の①および②を両方満たした場合、住宅ローン残高相当額の保険金が支払われ、住宅ローン返済に充当されます

①ローン実行日以降に被った5つの重度慢性疾患（高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎）により待機期間（ローン実行日から起算して3ヵ月）満了日の翌日以降に就業不能状態におちいった

②「①」の状態が開始した日から起算して12ヵ月経過した日の翌日午前0時まで継続した

- ・保険金の支払対象となる「5つの重度慢性疾患」については、「被保険者のしおり」をご確認ください
- ・保険金は上記②に該当した時点の住宅ローン残高相当額が支払われ、住宅ローン返済に充当されます
- ・「5つの重度慢性疾患保障Ⅰ」の保険金が支払われた就業不能状態が終了した日の翌日から180日以内に、前回と同一のケガまたは病気、もしくは医学上重要な関係（「被保険者のしおり」でご確認ください）にある病気により、就業不能状態となったときは、前回と継続した同一の就業不能状態として取り扱われます
- ・支払われる保険金の額には、延滞利息は含まれません

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

★その他ケガ、病気保障

■就業不能信用費用保険金が支払われる場合

- ・被保険者が以下の①および②を両方満たした場合、住宅ローン返済額相当額の保険金が支払われ、住宅ローン返済に充当されます

①ローン実行日以降に被った3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）および5つの重度慢性疾患（高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎）以外のケガまたは病気により、待機期間（ローン実行日から起算して3ヵ月）満了日の翌日以降に就業不能状態におちいった

②「①」の状態が継続し、ローン返済日が到来した

- ・保険金は上記②に該当した月のローン契約の予定返済額（ボーナス返済月については、その返済額と月々の返済額）が支払われ、住宅ローン返済に充当されます
- ・1回の就業不能状態につき定めるてん補期間（2ヵ月）を限度として保険金が支払われます
- ・保険金が支払われた就業不能状態が終了した日の翌日から180日以内に、前回と同一のケガまたは病気、もしくは医学上重要な関係（「被保険者のしおり」でご確認ください）にある病気により、就業不能状態となったときは、前回と継続した同一の就業不能状態として取り扱われます
- ・支払われる保険金の額には、延滞利息は含まれません

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

<p>8 大 疾 病 補 償 付 債 務 返 済 支 援 保 険</p>	<p>・以下の①および②を両方満たす方は、希望により当行が契約している保険会社の8大疾病補償付債務返済支援保険に加入いただけます</p> <p>①本ローンを既にご利用している方 ②地銀協団体信用生命保険に加入している方</p> <p>※各タイプの金利に年0.2%上乗せすることで加入いただけます ※補償内容は以下の通りです</p> <table border="1" data-bbox="544 412 1473 676"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 412 1008 450">A. 月額返済補償</th> <th data-bbox="1008 412 1473 450">B. 残債一括補償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 450 1008 676">「病気やケガ」により、いかなる業務にも従事できない状態（就業障害）が30日の支払対象外期間を超えて継続した場合に毎月のローン返済額を最長12ヵ月保険金としてお支払いします</td> <td data-bbox="1008 450 1473 676">「8大疾病」を原因として、左記Aの月額返済補償が12ヵ月継続した場合にその時点の住宅ローン残債額（利息・遅延損害金含む）を保険金としてお支払いします</td> </tr> </tbody> </table>	A. 月額返済補償	B. 残債一括補償	「病気やケガ」により、いかなる業務にも従事できない状態（就業障害）が30日の支払対象外期間を超えて継続した場合に毎月のローン返済額を最長12ヵ月保険金としてお支払いします	「8大疾病」を原因として、左記Aの月額返済補償が12ヵ月継続した場合にその時点の住宅ローン残債額（利息・遅延損害金含む）を保険金としてお支払いします														
A. 月額返済補償	B. 残債一括補償																		
「病気やケガ」により、いかなる業務にも従事できない状態（就業障害）が30日の支払対象外期間を超えて継続した場合に毎月のローン返済額を最長12ヵ月保険金としてお支払いします	「8大疾病」を原因として、左記Aの月額返済補償が12ヵ月継続した場合にその時点の住宅ローン残債額（利息・遅延損害金含む）を保険金としてお支払いします																		
<p>ロ ー ン 返 済 支 援 保 険</p>	<p>・希望により、当行が契約している保険会社のローン返済支援保険に加入いただけます</p> <p>※保険料は別途ご負担いただきます ※病気・ケガによる入院の場合、最長3年にわたり毎月の返済額相当額が保険金として支払われます</p>																		
<p>ロ ー ン 返 済 生 活 サ ポ ー ト 保 険</p>	<p>・希望により、当行が契約している保険会社のローン返済生活サポート保険に加入いただけます</p> <p>※保険料は別途ご負担いただきます ※勤務先の倒産または解雇による失業の場合、および失業後の再就職先での収入が減少した場合に、雇用保険に連動して最長6ヵ月にわたり保険金が支払われます</p>																		
<p>保 証</p>	<p>・保証会社の保証</p> <p>・以下の場合、保証会社宛連帯保証人が必要となります</p> <p>①所得合算をする場合、所得合算者 ②担保提供者 ③その他保証会社が必要と認めた場合</p>																		
<p>保 証 会 社</p>	<p>・株式会社OKB信用保証</p>																		
<p>保 証 料</p>	<p>・一括前払方式と後払方式のいずれかをご選択いただけます</p> <p>①一括前払方式 ご融資金額とご融資期間に応じた保証料をご融資日までに一括してお支払いいただきます</p> <p><例>融資金額1,000万円あたりの期間別保証料</p> <table border="1" data-bbox="608 1601 1461 1680"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>5 年</th> <th>1 0 年</th> <th>1 5 年</th> <th>2 0 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料</td> <td>45,790 円</td> <td>85,450 円</td> <td>119,810 円</td> <td>148,350 円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="608 1688 1286 1767"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>2 5 年</th> <th>3 0 年</th> <th>3 5 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料</td> <td>172,590 円</td> <td>191,390 円</td> <td>206,640 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②後払方式 保証料は金利に含まれますので、一括してお支払いいただく必要はありません ただし、ご融資金利は保証料率を加えた金利が適用されます</p>	期 間	5 年	1 0 年	1 5 年	2 0 年	保証料	45,790 円	85,450 円	119,810 円	148,350 円	期 間	2 5 年	3 0 年	3 5 年	保証料	172,590 円	191,390 円	206,640 円
期 間	5 年	1 0 年	1 5 年	2 0 年															
保証料	45,790 円	85,450 円	119,810 円	148,350 円															
期 間	2 5 年	3 0 年	3 5 年																
保証料	172,590 円	191,390 円	206,640 円																

手数料	・以下の通り（消費税込）						
事務手数料	・32,400円						
金利タイプ選択手数料							
金利変動型	・無料						
固定金利選択型	・選択の都度、5,400円 ただし、新規借入と同時に選択の場合は無料						
繰上返済手数料							
金利変動型	<ul style="list-style-type: none"> ・[一部繰上返済] 繰上返済金額元金10万円以上は、無料 ただし、一部繰上返済の回数については、月1回が上限となります ※「繰上返済金額元金10万円未満の場合」または「月2回以上の一部繰上返済の場合（2回目以降）」は、5,400円が必要となります ・[全額繰上返済] 借入後 3年以内 …… 10,800円 3年超7年以内 …… 7,560円 7年超 …… 5,400円 ※保証料の一括前払方式を選択された場合、上記手数料の他、全額繰上返済時に返戻させていただく保証料から保証会社が手数料として5,400円を申し受けます。ただし、返戻される保証料が5,400円に満たない場合、追加でお支払いいただく必要はありません 						
固定金利選択型	<ul style="list-style-type: none"> ・[一部繰上返済] 繰上返済金額元金10万円以上は、無料 ただし、一部繰上返済の回数については、月1回が上限となります ※「繰上返済金額元金10万円未満の場合」または「月2回以上の一部繰上返済の場合（2回目以降）」は、21,600円が必要となります ・[全額繰上返済] 繰上返済額 100万円未満 …… 5,400円 100万円以上1,000万円未満 …… 32,400円 1,000万円以上 …… 54,000円 ※保証料の一括前払方式を選択された場合、上記手数料の他、全額繰上返済時に返戻させていただく保証料から保証会社が手数料として5,400円を申し受けます。ただし、返戻される保証料が5,400円に満たない場合、追加でお支払いいただく必要はありません 						
返済条件変更手数料	・5,400円						
引越割引サービス	・以下の条件を全て充足している場合、以下の提携先の引越運送代金を10%（最高1万円）割引で利用できます						
条件	<table border="1"> <tr> <td>融資金額</td> <td>100万円以上</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>10年以上</td> </tr> <tr> <td>融資金利</td> <td>年2.0%以上</td> </tr> </table>	融資金額	100万円以上	融資期間	10年以上	融資金利	年2.0%以上
融資金額	100万円以上						
融資期間	10年以上						
融資金利	年2.0%以上						
提供時期	・ローン実行後「引越運送代割引カード（有効期限：ローン実行日から1年）」を発行します						
提携先	<ul style="list-style-type: none"> ・カンガルー引越便（西濃運輸） 0120-754-754 ・スワロー引越便（エスラインギフ） 0120-154-877 						
返済額試算	・店頭窓口にお申し出くだされば、試算します						
金利情報	・店頭窓口にお問い合わせください						